



石運輸第942号の2  
石運整第372号の2  
平成26年12月26日

自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長、自動車技術安全部長から別紙（平成26年12月26日付け北信交貨第236号、北信交監第386号、北信技保第67号）のとおり通達があったので了知願います。



北信交貨第236号  
北信交監第386号  
北信技保第67号  
平成26年12月26日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」  
の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し（平成26年12月25日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号）のとおり通知があったことから、遗漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。



国自安第203号  
国自貨第61号  
国自整第291号  
平成26年12月25日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第91号）の公布を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国靈柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第203号  
国自貨第61号  
国自整第291号  
平成26年12月25日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

#### 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第91号）の公布を踏まえ、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国靈柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

	新	旧
国自総第	510号	510号
国自貨第	118号	118号
国自整第	211号	211号
平成15年	3月10日	3月10日
一部改正		
国自総第	330号	330号
国自貨第	94号	94号
平成18年	10月27日	10月27日
一部改正		
国自総第	588号	588号
国自貨第	165号	165号
国自整第	180号	180号
平成19年	3月30日	3月30日
一部改正		
国自安第	55号	55号
国自貨第	73号	73号
平成21年	4月8号	4月8号
一部改正		
国自安第	9号	9号
国自貨第	119号	119号
国自整第	116号	116号
平成21年	9月28日	9月28日
一部改正		
国自安第	93号	93号
国自貨第	9号	9号
国自整第	12号	12号
平成21年	11月20日	11月20日
一部改正		
国自安第	7号	7号
国自貨第	169号	169号
国自整第	140号	140号
平成22年	4月28日	4月28日
一部改正		
国自安第	144号	144号
国自貨第	144号	144号
国自整第	1号	1号
平成23年	3月31日	3月31日
一部改正		
国自安第	77号	77号
国自貨第	82号	82号
国自整第	148号	148号
平成24年	4月16日	4月16日
一部改正		
国自安第	32号	32号
国自貨第	11号	11号
国自整第	35号	35号

平成 25 年 5 月 1 日  
 一部改正 国自安第 210 号  
 国自貨第 98 号  
 国自整第 244 号  
 平成 25 年 12 月 16 日  
 一部改正 国自安第 282 号  
 国自貨第 132 号  
 国自整第 349 号  
 平成 26 年 3 月 4 日  
 一部改正 国自安第 203 号  
 国自貨第 61 号  
 国自整第 291 号  
 平成 26 年 12 月 25 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 殿  
 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 殿  
 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 殿  
 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 殿

自動車局安全政策課長  
 自動車局貨物課長  
 自動車局整備課長

#### 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 77 号）が平成 15 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成 2 年 9 月 20 日付け賃技第 88 号。以下「旧通達」という。）は、本年 3 月 31 日限りで廃止する。

平成 25 年 5 月 1 日  
 一部改正 国自安第 210 号  
 国自貨第 98 号  
 国自整第 244 号  
 平成 25 年 12 月 16 日  
 一部改正 国自安第 282 号  
 国自貨第 132 号  
 国自整第 349 号  
 平成 26 年 3 月 4 日  
 一部改正 国自安第 203 号  
 国自貨第 61 号  
 国自整第 291 号  
 平成 26 年 12 月 25 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 殿  
 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 殿  
 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 殿  
 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 殿

自動車局安全政策課長  
 自動車局貨物課長  
 自動車局整備課長

#### 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 77 号）が平成 15 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成 2 年 9 月 20 日付け賃技第 88 号。以下「旧通達」という。）は、本年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

第2条の2～第5条 (略)

第5条の2 通行の禁止又は制限等違反の防止

(新設)

「適切な指導及び監督」とは、事業者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行の禁止を徹底するとともに、同法第47条の2第1項に規定する許可の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反の防止のためを行う指導及び監督をいう。

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月25日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号)  
改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

(別紙1)～(別添) (略)

(別紙1)～(別添) (略)

記

第2条の2～第5条 (略)

(新設)

「適切な指導及び監督」とは、事業者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行の禁止を徹底するとともに、同法第47条の2第1項に規定する許可の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反の防止のためを行う指導及び監督をいう。

第6条～第31条 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成26年12月25日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号)  
改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

(別紙1)～(別添) (略)

(別紙1)～(別添) (略)



国自安第203号の2  
国自貨第 61号の2  
国自整第291号の2  
平成26年12月25日

公益社団法人  
全日本トラック協会会長 殿

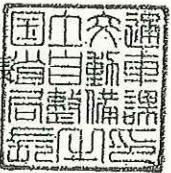
国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



### 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。



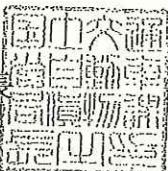
国自安第203号の2  
国自貨第61号の2  
国自整第291号の2  
平成26年12月25日

全国貨物自動車運送適正化事業  
実施機関本部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

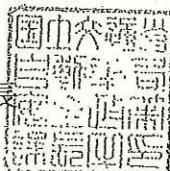
標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。



国自安第203号の2  
国自貨第 61号の2  
国自整第291号の2  
平成26年12月25日

一般社団法人  
全国靈柩自動車協会会长 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局貨物課長



国土交通省自動車局整備課長



#### 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。